

2-4 沿道景観形成地区

2-4-0 沿道景観形成地区における届出対象行為等

(1) 届出対象行為

行為	規模	
建築物の新築、増築、改築、移転、修繕等	ア 高さが5mを超えるもの イ 床面積の合計が10㎡を超えるもの	※増築については、増築に係る部分が左欄に掲げる規模のもの又は増築後に左欄に掲げる規模となるものに限る。
準用工作物の新設、増築、改築、移転、修繕等	すべて	※修繕等については、修繕等に係る面積が当該立面の面積の過半にわたるもの又は10㎡を超えるものに限る。

*景観影響建築行為

高さが20mを超える建築物の新築、増築（高さが20mを超える部分の増築に限る。）及び改築

(2) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項の対象規模

許可を要する広告物すべて。